

資料 6-2

様式第 1-6 (日本工業規格 A 列 4 番)

令和元年 6 月 ●● 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 周南市地域公共交通会議
住 所 山口県周南市岐山通 1-1
代表者氏名 会長 有馬 善己 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて
申請します。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和元年6月●●日

（名称）周南市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
周南市 地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>(1) 市域全体の概況</p> <p>本市は山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を望む面積656.29km²の広大な市域を有する、人口約14万5千人の都市である。</p> <p>JR徳山駅を中心に市街地が広がっており、鉄道・路線バス・航路・コミュニティ交通によって、市街地とその周辺部、中山間部、島しょ部を結ぶ公共交通網が形成されている。</p> <p>鉄道については、JR山陽新幹線をはじめ、JR山陽本線、JR岩徳線が東西に走っており、防長交通株式会社が運行する市内の路線バスは、南部では網目状に、中山間部では主に国道や県道を運行し、市全域をほぼ網羅している。</p> <p>また、離島航路として徳山～大津島航路が本市の第三セクターである大津島巡航株式会社によって運航されている。</p> <p>(2) 地域公共交通の課題・必要性等</p> <p>本市の中山間部においては、鉄道がなく自家用車を所有していない市民にとっては、バスが買い物や通院など日常生活になくてはならない交通手段である。</p> <p>しかしながら、バス事業については、近年の人口減少・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少を背景に構造的な運転士不足が深刻化しており、路線バスの減便や路線廃止といった影響として現れている。</p> <p>こうした状況にあっても、さらに過疎化・高齢化が進行する中山間部において、スーパーや病院などの生活利便施設が多く立地している地域への移動手段を確保することは、地域の活力を維持していくために必要不可欠であり、既存バス路線の見直しと合わせた効率的で、利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通確保維持事業に取り組む必要がある。</p> <p>また、フィーダー系統と地域間幹線系統の接続によって、中山間部の市民も容易に中心市街地等へ移動することが可能となり、生活の質の向上や外出機会の創出に大きく寄与するものと考えられる。</p> <p>(3) 補助フィーダー系統対象地域について</p> <p>○大道理地区（平成27年10月 運行開始）</p> <p>大道理地区においては、スーパーや病院などが立地する須々万地区へのバス路線がなく長年課題となっていた。こうしたニーズに対応するため、市と地域が協働し、本系統の運行を実施するものである。</p> <p>○八代地区（平成29年10月 運行開始）</p> <p>従来、八代地区と高水駅、光市、下松市をつなぐ路線バスが運行していたが、便数が少なく、朝夕に偏った運行ダイヤのため、通院等で利用する際に、昼頃、八代地区</p>

へ帰る便がなかった。また地区内には、バス停から離れた集落が点在し、交通不便地域も多く見られた。こうした課題を解消するため、既存の路線バスに代わり、交通結節点や地域拠点までの運行を実施するものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

次のとおり利用者数を推計し目標値を設定する。

1ヶ月当たりの利用者数

【大道理地区】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度目標値
103人以上/月	104人以上/月	105人以上/月	74人以上/月

※H29.10.1～H30.9.30 の利用者数 103人/月

【八代地区】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度目標値
165人以上/月	165人以上/月	165人以上/月	165人/月

※H29.10.1～H30.9.30 の利用者数 114.1人/月

(2) 事業の効果

主に一人暮らしの高齢者や障害者の病院や商業施設などへの移動手段を確保するとともに、外出機会を増やし心身の健康を維持することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ①定期利用者のための回数乗車券や定期乗車券の発行。(周南市)
- ②障がい者割引等の実施。(周南市)
- ③地域住民との定期的な協議会や利用促進のためのコミュニティバスを利用した買い物ツアーノの開催。(周南市・八代地区生活交通検討協議会)
- ④利用者アンケート等の実施。(地区協議会・周南市)
- ⑤「友愛号」を通学に利用する高校生への助成制度(八代地区生活交通検討協議会)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱(以下、補助金交付要綱という。)

「表1」添付

(1) 補助事業の要件(補助要綱別表7)

- ①接続要件(別表7のロ)

表1のとおり

- ②既存交通ネットワーク等との整合性(別表7のハ)

【大道理地区】

大道理地区と須々万地区を繋ぐバス路線はなく、競合は発生しない。

【八代地区】

本系統の運行実施に伴いバス路線が廃止され、競合は発生しない。

③ 新規性要件（別表7の二）

表1のとおり

(2) 運行事業者の選定について

【大道理地区】

当該地域には交通事業者がなく、地元コミュニティによって運行されてきた。運転手は2種免許の所持者1名及び市町村運営有償運送等運転者講習の修了者7名が担っており、運行の安全面については問題がない。

またデマンド運行であるため、地域に精通し、かつ利用者との円滑なコミュニケーションが求められることから当該運行者において他にはいない。

さらに、地元コミュニティが周南市役所の支所機能を有する地域拠点施設の指定管理を受託しており、当該施設で車両を管理することで、効率的な運行体制の構築と事故等の緊急時の速やかな対応が可能である。

以上の点を総合的に判断して選定した。

【八代地区】

選定にあたっては一般指名競争入札を実施した。選定された運行事業者は、地元タクシー業者であり、過去に市広報誌の配送や、現在も中学校のスクールバスを運行するなど、しっかりととした実績と対応体制がとられている。

また、地元タクシー業者ということもあり地域に精通し、効率的な運行が可能であることから、総合的に判断し選定した。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運賃収入と国庫補助金額を引いた額を市が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

周南市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

活性化法法定協議会を補助対象事業者としないため記載なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし

11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

外客来訪促進計画を策定していないため記載なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

車両の取得を行わないため記載なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

車両の取得を行わないため記載なし

(2) 事業の効果

車両の取得を行わないため記載なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

車両の取得を行わないため記載なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成28年5月17日 第1回 周南市地域公共交通会議開催

- (1) 役員選出について
- (2) 平成27年度周南市地域公共交通会議決算について
- (3) 監査報告について

		(4) 平成 28 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について (5) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
平成 28 年 8 月 23 日	第 2 回 周南市地域公共交通会議開催	(1) バスロケーションシステム社会実験事業に関する助成について
平成 28 年 12 月 2 日	第 3 回 周南市地域公共交通会議開催	(1) 路線バス再編の方向性について (2) 周南市地域公共交通網形成計画の軽微な変更について
平成 29 年 3 月 24 日	第 4 回 周南市地域公共交通会議開催	(1) コミュニティ交通導入のガイドラインについて (2) 須金地区乗合タクシー実証運行について (3) 鹿野地区等乗合タクシー「ふれあい号」ダイヤ改正について
平成 29 年 5 月 26 日	第 1 回 周南市地域公共交通会議開催	(1) 平成 28 年度周南市地域公共交通会議決算について (2) 平成 29 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
平成 29 年 8 月 22 日	第 2 回 周南市地域公共交通会議開催	(1) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について (2) 自家用有償旅客運送の登録申請について (3) 防長バスの路線廃止について
平成 29 年 12 月 18 日	第 3 回 周南市地域公共交通会議開催	(1) 周南市市街地循環バスの運行について (2) 平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について
平成 30 年 5 月 18 日	第 1 回 周南市地域公共交通会議開催	(1) 平成 29 年度周南市地域公共交通会議決算について (2) 平成 30 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について (4) 市街地循環バス運行内容の変更について
平成 30 年 9 月 25 日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議①】	(1) 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定について
平成 30 年 11 月 5 日	第 2 回 周南市地域公共交通会議開催	(1) 市街地循環線「ちょい乗り 100 円バス」の運行について
平成 30 年 12 月 26 日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議②】	(1) 平成 30 年度 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

平成 31 年 2 月 25 日	第 3 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) コミュニティ交通の見直し及び自家用有償旅客運送の変更登録の申請について (2) 徳山～須々万方面の路線見直しについて (3) 鹿野地域等乗合タクシーの割引運賃設定について
平成 31 年 2 月 28 日	周南市地域公共交通会議開催【文書協議③】 (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更（大道理・須々万線の運行回数変更）について
令和元年 5 月 17 日	第 1 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) 平成 30 年度周南市地域公共交通会議決算について (2) 平成 31 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

18. 利用者等の意見の反映状況

【大道理地区】

大道理をよくする会 互助部会（平成 28 年 10 月 26 日）

大道理もやい便の利用状況報告と意見交換を行った。新規利用者の勧誘や P R 方法の検討など、より一層利用促進に努めていくこととなった。

今後、スーパーや病院などの新しい乗降場所の設置を検討していくこととなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成 29 年 1 月 19 日）

新しいリース車両への更新や防長バス（徳山駅～横川線）の路線廃止の影響について意見交換を行った。新しいリース車両については、早い時期での導入とブレーキ・アクセル踏み間違え防止装置の設置の要望があった。

路線廃止への対応については、当面、現状の大道理もやい便の運行を継続し、様子を見ることとなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成 29 年 11 月 14 日）

運行業務委託料や「もやい便」の利用促進について意見交換を行った。また、大道理地区内へ来る移動販売への送迎について検討を行ったが、当面は現状の運行内容を継続することとなった。

大道理をよくする会 互助部会（平成 30 年 11 月 30 日）

割引運賃制度の導入や運行便数の変更、最近の利用者のニーズについて意見交換を行った。平成 31 年 4 月からの割引運賃の導入と利用者増加に伴う運行便数の拡大に向け、調整を図ることとなった。

【八代地区】

第 6 回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成 28 年 6 月 20 日）

これまでの経緯を一旦整理し、コミュニティバスの新しい運行内容と実証運行の実施について協議を行った。実証運行の時期や運行エリア、運行日、スクールバスの活用などに関する質疑・意見交換を行った。今後、調整を図りながら実証運行の実施に向けて取り組んでいくことで合意した。

第7回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成28年11月10日）

地区外への運行案と実証運行の実施について協議を行った。その中で運賃やコミュニティ交通の継続性、コミュニティ交通を導入している他地区的状況、実証運行の時期や期間などについて意見交換を行った。

実証運行を経て本格運行へ移行するという方向性が示され、協議会として合意した。

第8回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成29年2月2日）

運行時間の見直し、運賃や実証運行の概要などについて協議を行った。協議会委員からJRとの接続や運賃の多寡、実証運行の時期・期間などについて質疑があり、提案された運行案のとおり進めていくことで合意した。

実証運行を行うにあたり、事前のPRや積極的な利用促進に努めていくこととなった。

第9回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成29年6月21日）

協議会委員の交代があったことから、今まで経緯を説明したのち、コミュニティバス実証運行の概要について説明した。予約方法、チラシのデザイン、本格運行へ移行した場合の運賃や車両デザインなどについて質疑があり、7月から実証運行を行うことで合意した。

また、コミュニティバスの愛称募集や今後のスケジュールについて説明したが、特段の質疑はなかった。

第10回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成29年8月10日）

実証運行期間中の利用状況（7月分）について報告し、本格運行へ移行することについての採決を行い、全員賛成により本格運行への移行を決定した。

採決前、通学で利用する高校生への助成制度の検討や乗降場所、運行時間などについて質疑を行い、本格運行移行後も引き続き利用状況を見ながら検討を進めていくこととなった。

また、事前に募集していたコミュニティバスの愛称の決定、運行開始に伴う式典について意見交換を行った。

第11回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成29年9月20日）

実証運行期間中の利用状況について報告を行った。また、本格運行に向け、車両デザインやチラシの内容について説明し、「友愛号」の運行開始式の開催について協議を行った。引き続き、利用状況を把握していくことと、今年度中の住民アンケートの実施を決定した。

第12回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成30年3月13日）

証運行期間中の利用状況と2月に実施したアンケート調査の結果について報告を行った。また、利用促進に向けた意見交換を行い、チラシの見直しや通常便の地区内運行、運行ダイヤ、新しい乗降場所の設置など、今後、検討していくこととなった。

第13回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成30年11月16日）

7月豪雨災害後の利用状況や9月に実施した「利用者聞き取り調査」の結果について、報告を行うとともに、通常便の運行ダイヤや運行ルールの見直し、木曜便の運行エリア指定の廃止について意見交換を行った。見直し内容について、利用者等からの意見聴取と運行事業者との調整を図るため、継続協議となった。

第14回 八代地区生活交通検討協議会開催（平成31年2月6日）

利用者等からの意見聴取と運行事業者との調整を踏まえた前回協議の見直し内容について

て意見交換を行い、平成 31 年 4 月からの運用に向け調整を進めていくこととなった。

アンケート調査の実施

目的：利用状況やニーズなどを把握し、今後の運行内容の見直しに活用する

対象：八代地区、高水地区の 479 世帯

期間：平成 30 年 2 月 1 日～2 月 13 日

方法：各戸配布と郵送回収

回収：174 部（回収率 36.3%）

利用者聞き取り調査の実施

目的：利用者ニーズなどを把握し、今後の運行内容の見直しに活用する

対象：友愛号の利用者 19 人

期間：平成 30 年 9 月 27 日～10 月 3 日

方法：※友愛号に同乗し、一人ひとり聞き取りを実施

19. 協議会メンバーの構成員

区分	役職	備考
関係都道府県	山口県 観光スポーツ文化部 交通政策課長 山口県 周南土木建築事務所 企画調査室主幹	
関係市区町村	周南市 都市整備部長	
交通事業者	防長交通株式会社 営業部長 徳山地区タクシー協会 会長 西日本旅客鉄道株式会社 徳山駅長 大津島巡航株式会社 代表取締役専務	
交通施設管理者等	私鉄中国地方労働組合防長交通支部 書記長 周南警察署 交通課長 光警察署 交通課長 中国運輸局 山口運輸支局 首席運輸企画専門官 中国地方整備局 山口河川国道事務所 交通対策課長	
その他協議会が必要と認める者	徳山工業高等専門学校 教授 周南市自治会連合会 会長 周南市老人クラブ連合会 会長 周南市身体障害者団体連合会 会長 鹿野地区女性団体連絡協議会 副会長 周南北部地域包括支援センター サテライト担当	

※向こう 3 年間メンバー等の変更予定なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地

(所 属) 都市整備部 都市政策課 公共交通対策室

(氏 名) 中村 成孝

(電 話) (0834-22-8426)

(e-mail) toshi@city.shunan.lg.jp

運行系統概要一覽

令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム)

市區町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)					
			起点	経由地	終点	系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再編 特例 措置	運行態様の 運別	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
周南市	(1) 大道理・須々万線	河内	大道理 夢未の流 里交流館	高原病院	往 14.4km 復 14.4km	142日	411回			路線不定期	① 補助対象地域間幹線系統 ㈱長交通株(徳山駅前・コ アラザカの線:大道理ハ ス停) 接続に適したダイヤ設定
山口県 周南市	(2) 八代・高水線	大藤 谷	鶴いこ いの里	ゆめ アラザ 熊毛	往 24.9km 復 24.9km	292日	826回			路線不定期	① 補助対象地域間幹線系統 ㈱長交通株(徳山駅前・ゆ めアラザ熊毛線:ゆめアラ ザ熊毛。) 接続に適したダイヤ設定
	(3)				往 km 復 km	日	回				③ ③
	(4)				往 km 復 km	日	回				
	(5)				往 km 復 km	日	回				

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特別措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	周南市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	55,977
交通不便地域	3,326

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,090	旧鹿野町	過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
236	大津島	離島振興法に基づく離島振興対策実施地域

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
55,977	$55,977 \times 120 \times 0.7 + 2,000$ 千円	6,702,000円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

周南市コミュニティバス(大道理一須々万線)運行計画

1. 目的

一人暮らし高齢者やマイカーを自由に利用できない人の日常生活（通院、買い物等）における移動手段の確保及び、地域内に存在する一定の需要が見込めるものの既存のバス路線から離れた不便地域への移動手段の確保することを目的とする。

2. 事業主体及び運行主体

周南市（市町村運営有償運送「交通空白輸送」）

3. 運行期間

運行開始：平成27年10月1日～

4. 対象者及び対象エリア

(1) 対象者

どなたでも

(2) 対象エリア

- ・大道理地区内
- ・大道理地区～須々万地区

5. 運行形態

路線を定めて不定期に行う予約運送

6. 運行内容

(1) 運行日

月・水・金曜日（祝日、8/13～8/16、年末年始12/30～1/5は運休）

(2) 便数

5便／1日

(3) 運行時間

8：00～	9：30	1便	9：30～11：00	1便
11：00～13：00		1便	13：00～15：00	1便
15：00～17：00		1便		

(4) 利用料金

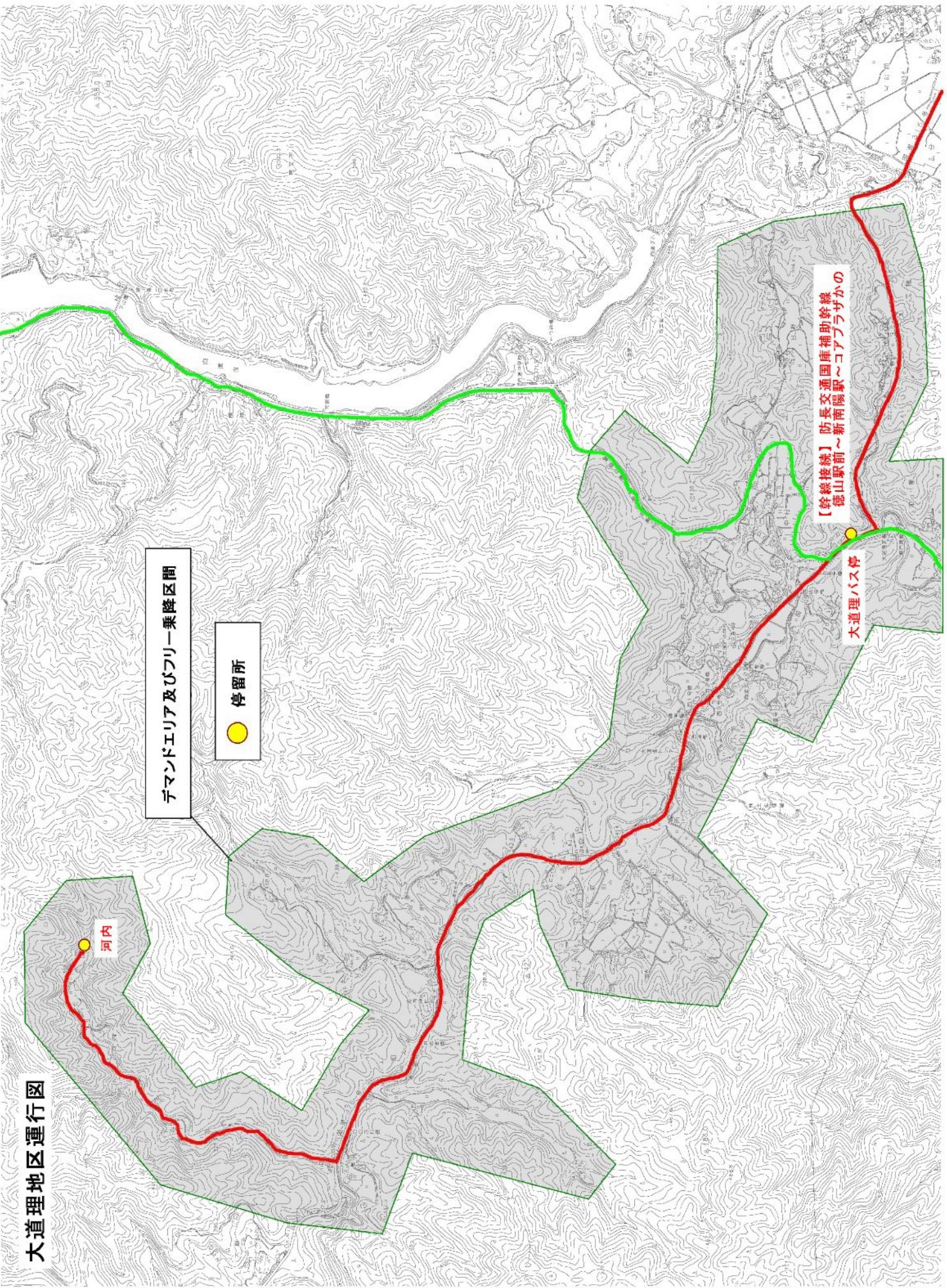
地区内	片道	100円
地区外（大道理↔須々万）	片道	200円

(5) 割引制度

回数乗車券、小児割引、障がい者割引

7. 運行車両

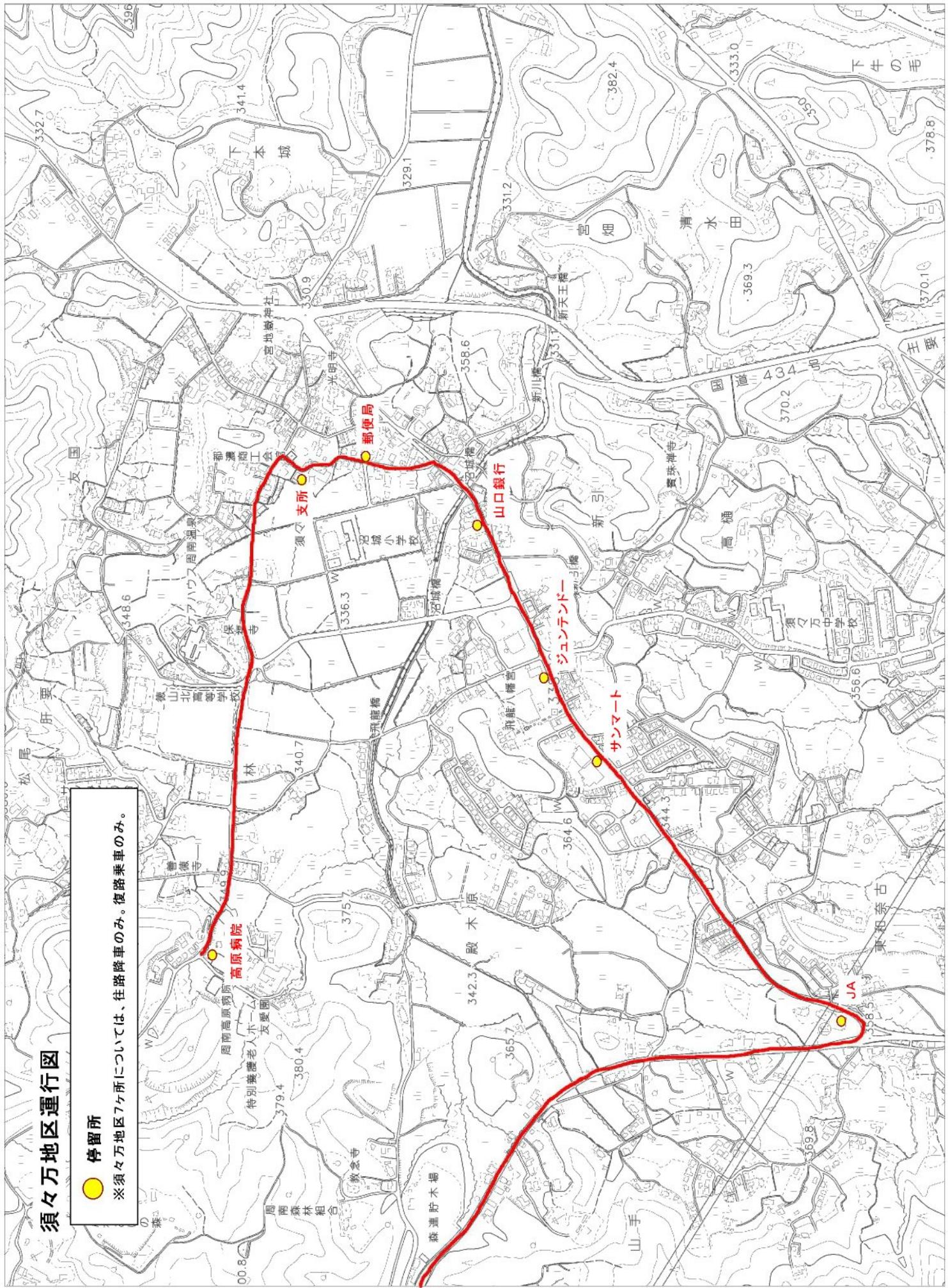
軽自動車（トールワゴン）



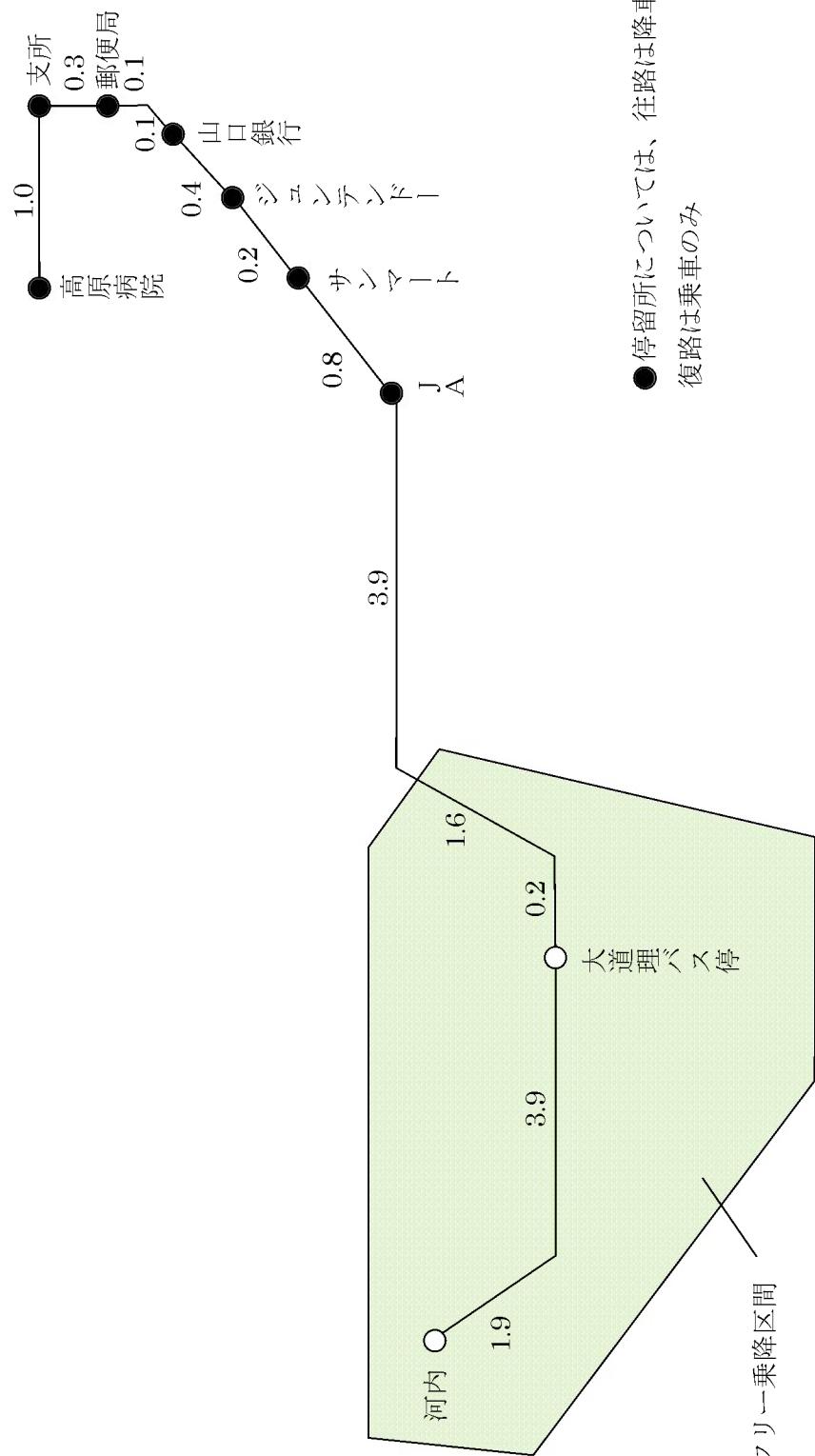
須々万地区運行図



※須々万地区7ヶ所については、往路乗車のみ。復路降車のみ。



大道理もやい便運行経路図



周南市コミュニティバス(八代一高水線)運行計画

1. 目的

過疎化・高齢化が進展する中山間地域における高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の継続的な確保と利便性・効率性の高い公共交通網を構築することを目的とする。

2. 事業主体及び運行主体

周南市（市町村運営有償運送「交通空白輸送」）

3. 運行期間

運行開始：平成 29 年 10 月 1 日～

4. 対象者及び対象エリア

(1) 対象者

どなたでも

(2) 対象エリア

- ・八代地区内
- ・八代地区～JR高水駅～ゆめプラザ熊毛

5. 運行形態

- ・八代地区内：路線を定めて不定期に行う予約運送
- ・八代地区～JR高水駅～ゆめプラザ熊毛：路線を定めて行う定期運送

6. 運行内容

(1) 運行日

月～土曜日（祝日、12/29～1/3 は運休）

(2) 便数

6 便／1 日

(3) 運行時間

①路線不定期運行（八代地区内）

1 便	6 : 30 ~ 7 : 00	4 便	10 : 50 ~ 11 : 40
2 便	8 : 00 ~ 8 : 40	5 便	16 : 10 ~ 16 : 40
3 便	10 : 50 ~ 11 : 40	6 便	18 : 05 ~ 18 : 35

②路線定期運行

1 便	7 : 00 ~ 7 : 20	4 便	12 : 20 ~ 12 : 40
2 便	8 : 40 ~ 9 : 00	5 便	15 : 50 ~ 16 : 10
3 便	13 : 20 ~ 13 : 40	6 便	17 : 45 ~ 18 : 05

③エリア予約運行（毎週木曜日午後）

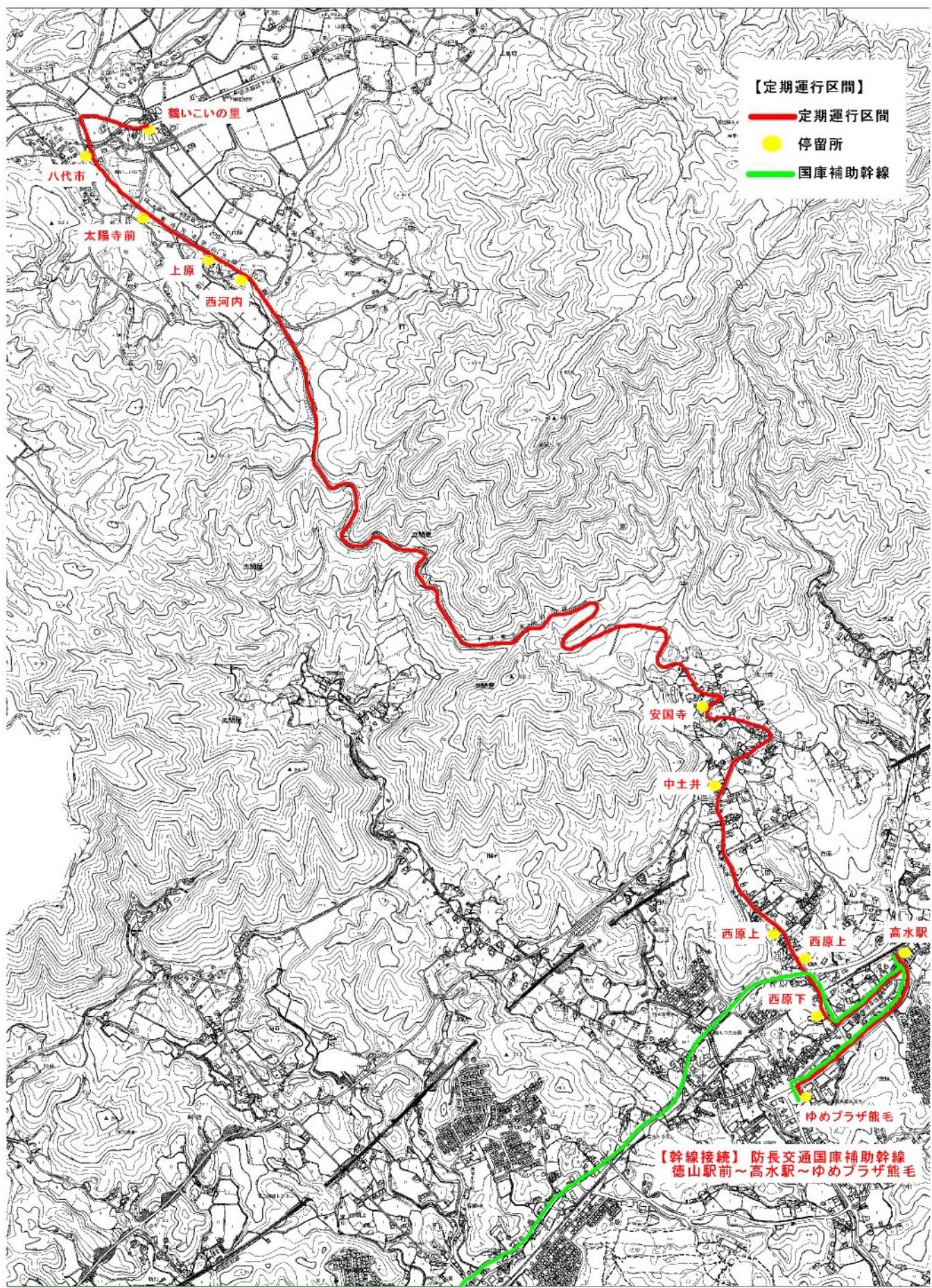
1便	13:30～14:00	4便	15:00～15:30
2便	14:00～14:30	最終便	15:30～16:30
3便	14:30～15:00		

※ 木曜日については、路線定期運行及び路線不定期運行（八代地区内）の
5便を運休

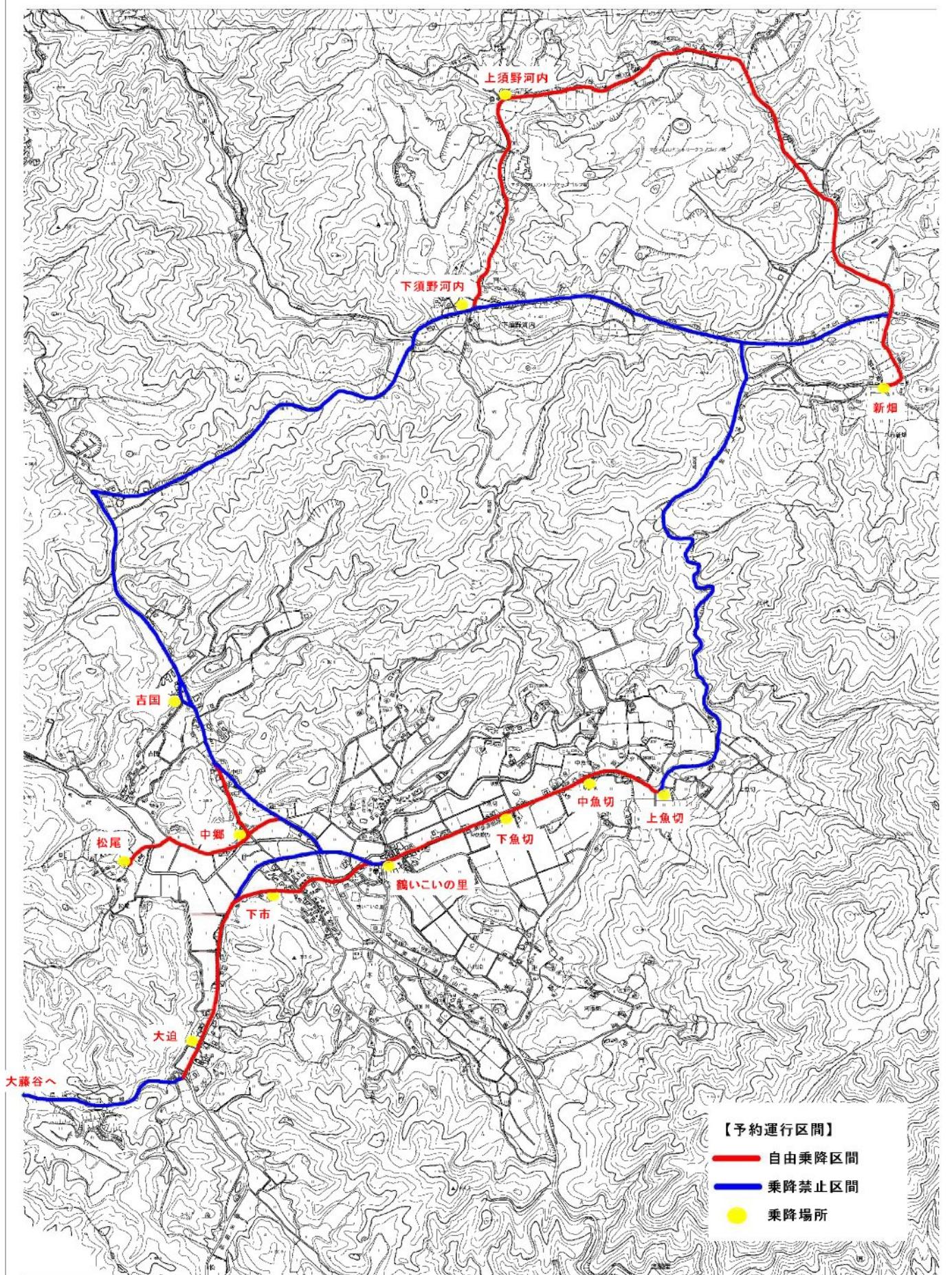
(4) 利用料金

地区内	片道	100円
地区外（八代地区↔高水地区）	片道	300円

八代地区運行図(路線定期運行)

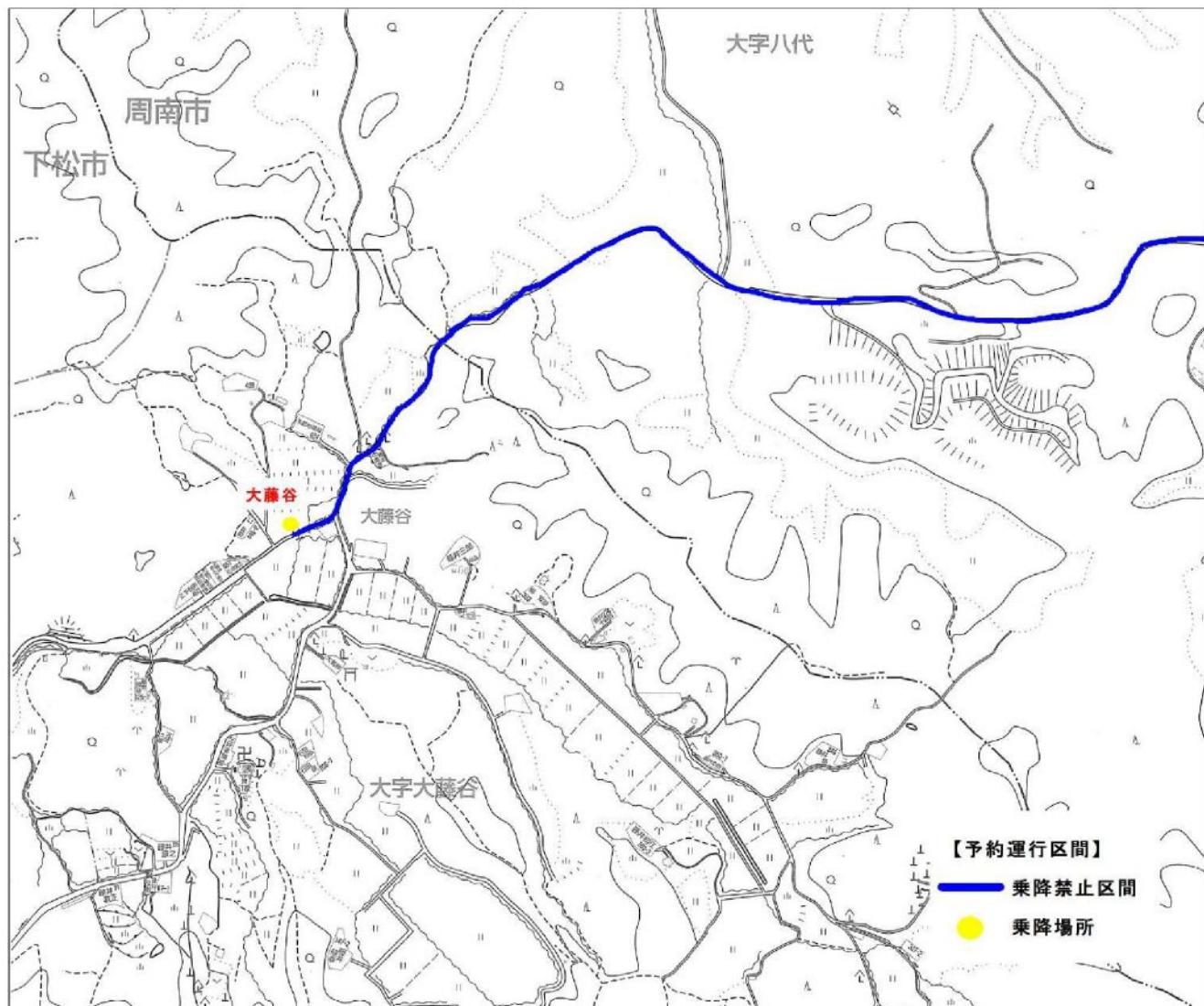


八代地区運行図(路線不定期運行)



1:15000

八代地区運行図(路線不定期運行)



八代地区コミュニティバス運行経路図

